三重県令和４年度第１回公募公債（グリーンボンド）原簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発行総額 |  | 金○○億円 |
| 発行の目的 |  | 一般行政経費に充当するため。 |
| 各公債の金額 |  | 1,000万円 |
| 振替法の適用 |  | 本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の適用を受けるものとし、同法第113条で準用する同法第67条第1項の規定にもとづき本公債の証券は発行しない。 |
| 振替地方債の数 |  | ○○○個 |
| 利率 |  | 年〇.○○○パーセント |
| 発行価額 |  | 額面100円につき金100円 |
| 償還金額 |  | 額面100円につき金100円 |
| 償還の方法および期限 |  | (1) 本公債の元金は、令和●年●月●日にその全部を償還する。(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて償還する。(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれをすることができる。 |
| 利息支払の方法および期限 |  | (1) 本公債の利息は、払込期日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、令和●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年●月●日および●月●日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、最終償還の場合に半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて支払う。(3) 最終償還期日後は利息をつけない。 |
| 払込期日（発行日） |  | 令和〇年〇月〇日 |
| 募集の受託会社 |  | 株式会社○○銀行 |
| 振替機関 |  | 株式会社証券保管振替機構 |
| 発行代理人および支払代理人 |  | 前項の振替機関が定める業務規程にもとづく発行代理人業務および支払代理人業務は、株式会社○○銀行においてこれを取り扱う。 |

令和〇年〇月〇日

|  |
| --- |
| 三重県 |
| 三重県知事 |  | 一見勝之 |

三重県令和４年度第２回公募公債（グリーンボンド）原簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発行総額 |  | 金○○億円 |
| 発行の目的 |  | 一般行政経費に充当するため。 |
| 各公債の金額 |  | 1万円 |
| 振替法の適用 |  | 本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の適用を受けるものとし、同法第113条で準用する同法第67条第1項の規定にもとづき本公債の証券は発行しない。 |
| 振替地方債の数 |  | ○○○個 |
| 利率 |  | 年〇.○○○パーセント |
| 発行価額 |  | 額面100円につき金100円 |
| 償還金額 |  | 額面100円につき金100円 |
| 償還の方法および期限 |  | (1) 本公債の元金は、令和●年●月●日にその全部を償還する。(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて償還する。(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれをすることができる。 |
| 利息支払の方法および期限 |  | (1) 本公債の利息は、払込期日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、令和●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年●月●日および●月●日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、最終償還の場合に半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて支払う。(3) 最終償還期日後は利息をつけない。 |
| 払込期日（発行日） |  | 令和〇年〇月〇日 |
| 募集の受託会社 |  | 株式会社○○銀行 |
| 振替機関 |  | 株式会社証券保管振替機構 |
| 発行代理人および支払代理人 |  | 前項の振替機関が定める業務規程にもとづく発行代理人業務および支払代理人業務は、株式会社○○銀行においてこれを取り扱う。 |

令和〇年〇月〇日

|  |
| --- |
| 三重県 |
| 三重県知事 |  | 一見勝之 |